

## わかめ手話サークル会則

### (名称)

第1条 本会は「わかめ手話サークル」と称し(以下本会と言う)、連絡先を事務局長宅に置く。

### (目的)

第2条 手話の習得を通じて、聴覚障害者の社会活動を支援するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (活動)

第3条 目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 手話習得のための勉強会
2. ボランティア活動等への参加
3. 親睦・学習会などの企画等

### (会員)

第4条 会員は手話サークルの目的に賛同して入会を望む者とし、入会届を事務局に提出し承認を得た者とする。

第5条 サークルへの入会及び退会は本人の自由意志による。事務局への届出を必要とする。  
手話サークルの見学期間は1ヶ月とする。見学期間終了後、会長は見学者の入会の意思の有無を確認するものとする。  
2年間活動に参加しなかった者(メール等での応答含む)は、自動的に活動不参加期間も含め休会扱いとする。

### (役員)

第6条 会長 1名、副会長 1名、事務局長 1名。

講師・イベント企画担当は必要に応じて置くものとする。役員は会員の中から総会の決議で選出する。

任期はそれぞれ2年とする。ただし、再任を妨げない。

1. 会長は手話サークルを代表し、サークルを総括する。
2. 副会長は手話サークル会長を補佐し、会長に事故あるときは、その業務を代理する。
3. 事務局長は手話サークルの会計・総務等の職務にあたる。

#### (総会)

第7条 毎年4月に議事をサークル会員(休会者除く)に報告し、半数以上の賛成で成立する。可否同数の場合は会長の決するところとする。

第8条 会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

第9条 総会は次の事項を議決する。

1. 事業計画及び事業報告に関する事項
2. 予算及び決算に関する事項
3. 会則の改正に関する事項
4. 会長が付議した事項
5. その他、手話サークルの運営に関する事項

#### (会計)

第10条 手話サークルの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月末をもって終了する。

#### (事務局)

第11条 会計、会員管理、部屋予約、スケジュール管理等を行う。  
必要に応じて事務局員として若干名置く事ができる。

#### (会費)

第12条 会費は以下のとおり

聴者 一般(大学生以上)は年間1,200円、途中入会 1,200円  
高校生以下は無料

聴覚障害者 年間1200円。

希望により月割で月100円とする。※月割支払いの場合は助成対象外とする。

サークル会員の介助者は無料とする。

休会者の休会期間中の会費は徴収しない。

途中退会した場合等においても、一旦徴収した会費は返金しないものとする。

見学期間(おおむね1ヶ月)は徴収しない。本人に入会意志を確認後、徴収をする。

過去にサークルに大きな貢献をした名誉会員からは徴収しない。

#### (会計監査)

第13条 会計監査は事務局以外が行う。

(除名)

第 14 条 本会が不利益を被る行動を行う者を役員(会長・副会長・事務局長)が相談の上、除名することを可能とする。

細則

この会則の施行に必要な細則は、会長・事務局が別に定める。

付則

この会則は、2023 年4月8日より施行